

第 1 回坂東市地域公共交通会議の協議結果等について

会長及び会長職務代理者の指名について

会長には、条例第 3 条第 2 項の規定により、野口正夫副市長が任命された。

また、会長職務代理者は、条例第 3 条第 4 項の規定により、近藤基了委員が指名された。

協議結果について

2 コミュニティバス運行計画の見直しについて

(7) 運行計画の見直し (案) に対する意見と市の考え方について

案のとおり決定

(8) ルート計画の一部変更 (案) 及びバス停の追加 (案) について

案のとおり決定

3 コミュニティバス利用促進策の展開について

現在実施中の無料乗車の取り組みや車内有料広告の募集のほか、今後も様々な利用促進の取り組みを行っていく。

4 その他

ごみ処理場・還元施設 (寺久地区) へのコミュニティバスの運行について

平成 21 年度の還元施設 (温泉等) の完成に合わせて、運行に向けての計画、協議をしていく。